

横山配水池整備事業発注方式検討業務委託

特記仕様書

第1条 適用

本業務の履行にあたっては、熊本市上下水道局制定「上下水道業務委託共通仕様書」（令和6年5月）（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2条 目的

本業務は、横山配水池整備事業に関し、従来型の事業手法に加え、官民連携手法を活用した事業手法の導入の可否や導入効果の検討を行い、最適な事業手法（案）を選定することを目的とする。

第3条 場所

熊本市北区植木町岩野地内で別紙位置図に示すとおりである。

第4条 業務対象施設

対象施設は、以下のとおり。また、業務対象施設配置図を別紙に示す。

・横山配水池

有効容量 2,500m³×2池

有効水深 6.0m (HWL+146.0m、LWL+140.0m)

・場内配管及び場内整備

・電気計装設備

・配水池築造に関わる造成

・取付道路（1車線）L=390m

・送水管（改寄系：φ400mm L=390m、一木系：φ300mm L=390m）

・配水管 φ500mm L=390m

・排水管 φ200mm L=390m

※送水管、配水管及び排水管は、取付道路内に布設

第5条 管理技術者

受託者は、着手前に次の各項のいずれかに該当する管理技術者を配置し、委託者に届け出なければならない。

1 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験に上下水道部門又は総合技術監理部門（いずれも選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）で合格し、同法による登録を受けている者。

2 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が認定するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の登録（専門技術部門を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）を受けている者。

第6条 照査技術者

受託者は、照査技術者として管理技術者と同等程度の知見を有するものを配置し、委託者に届け出なければならない。照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

照査技術者は、照査時期、項目および内容について照査計画を作成し、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定め、委託者との協議により、適宜段階的に照査報告しなければならない。

照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、提出すること。また、成果物納入時の照査報告の際に、チェックの根拠となる資料を、委託者に提示するものとする。

第7条 費用の負担

本業務を遂行する上で必要となる費用の負担は、原則として受託者の負担とする。

第8条 受託者の義務

- (1) 受託者は、本業務を実施するにあたって労働関係諸法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令の運用適用は受託者の負担と責任において行うこと。
- (2) 受託者は、本業務が高い公共性を有することを念頭に、常にコンサルタントとしての中立性を厳守すること。
- (3) 受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、本業務を実施するにあたって、事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに委託者に連絡するとともに、必要な措置を講じ、遅滞なくその状況を書面により委託者に報告すること。

第9条 業務計画書の作成と進捗報告

- (1) 受託者は、委託者が提供もしくは貸与する資料を基に、本市水道事業の現状を把握したうえで、本業務実施に先立って業務計画書を作成すること。
- (2) 業務計画書には「業務概要」、「業務工程」、「業務取組み方針」、「業務フロー」、「業務実施体制」、「照査計画」、「その他必要事項」を記載すること。ただし、委託者はその他の事項の追加を指示することができる。
- (3) 「業務工程」、「業務取組み方針」、「業務フロー」については各業務における具体的な作業を実施する前に作業内容がわかる資料をその都度追加で提出し、委託者の確認後に作業すること。
- (4) 作業の進捗状況については、1ヶ月毎を目安に委託者に報告すること。
- (5) 受託者は、委託者が指示する時期及び内容により、委託者による業務履行内容の確認（中間業務審査）を受けなければならない。

第10条 協議用資料の作成

関係機関との協議資料について調査職員が指示する資料を作成すること。

第11条 打合せ記録簿・議事録

委託者との打合せ記録簿及び対外協議の議事録は、成果品として提出すること。

第12条 再委託

再委託契約を行なう場合は、事前に再委託届出書を提出し、委託者の承認を得ること。なお、再委託予定者が履行中の「履行案件一覧表」を添付すること。

第13条 電子納品

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。
- 2 電子成果品の作成は、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準並びに熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（上下水道編）に基づいて作成すること。
- 3 成果品の提出は、電子媒体（CD-R・DVD-R）で2部、紙媒体で1部提出する。
- 4 電子成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを行い、ウィルスが検出されないことを確認したうえで提出すること。
- 5 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議すること。

第14条 成果図面

熊本市電子納品運用ガイドライン（案）（上下水道編）に沿って作成すること。

また、第13条 電子納品で示す成果品の提出とは別に、成果図面についてカラー印刷した製本を1部提出し、調査職員の指定するファイル形式で図面データを提出すること。

製本について、サイズは（A-3）縮小焼きを2つ折りしたものとし、表紙は、委託路線名・委託場所等の必要事項を記入し、色は黄色とする。なお、複数工区がある場合は工区ごとに作成すること。

第15条 成果物

上下水道業務委託共通仕様書（水道編）II 水道施設委託業務編第5章第5条に示す成果物のうち、施工計画書、概算工事費計算書及び設計条件一覧表については、調査職員が指示する場合、提出することとする。

成果品一式は、履行完了の14日前までに、必ず、調査職員の検収をうけること。不足、修正等がある場合は速やかに是正し再提出すること。

第16条 情報共有システムの活用について

本業務は情報共有システム活用の対象業務である。受託者はシステムの利用を希望する場合は、「熊本市情報共有システム活用要領」に基づき、委託者と事前協議を行うこと。

第17条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第18条 打合せ

(1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者と密接な連絡をとり、業務の方針、条件等を確認すること。

(2) 管理技術者は、打合せには必ず出席すること。

(3) 受託者は、打合せ時に議事録をとり、内容を明確にして、業務担当者と確認し合うこと。

(4) 業務打合せ事項及び時期は下記のとおりとする。なお、下記以外に業務担当者が必要と認められた場合は、その指示に従うこと。

打合せ等	協議打合せ事項	時期
初回打合せ	業務全般、業務の進め方	業務着手時
中間打合せ（3回）	方法協議、業務報告	随時
最終打合せ	成果品について	成果品納入時

第19条 計算根拠及び参考文献等

(1) 計算根拠、資料等をすべて明確にし、整理して提出すること。

(2) 本業務に引用した、文献、資料等については、その名称を明記すること。

第20条 貸与する資料及びデータ等

本業務を実施するにあたって、下記の資料及びデータ等を受託者に貸与する。その他、必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、委託者が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき委託者が貸与する。貸与した資料については、受託者の責任において適切に管理し、取扱いに注意するものとする。

(1) 本業務に関連する既往の業務委託報告書等

- ・北区植木東部配水区基本計画策定および設計業務委託（令和4年2月）
- ・植木東部配水池築造に伴う基本設計業務委託（令和6年6月）
- ・北区植木東部配水区再編に伴う関連施設整備基本設計業務委託（令和7年5月完了見込）

第21条 業務スケジュール

受託者は、業務開始にあたり令和12年度の工事完成を目標していることを念頭に、検討項目、検討手順、作業内容、実施工程、体制についての業務計画を立案すること。

なお、当該スケジュールはあくまで現状のものであるため、事業の進捗状況等により変更となる可能性があることに留意すること。

第22条 事業実施条件等の整理

(1) 資料収集整理

本市が貸与する既往の業務委託報告書や関連施設の資料等に加え、本業務の検討に必要な図面及び図書等について収集・整理すること。

(2) 現況把握

既存施設の現状や整備事業の内容を把握し、事業スケジュール及び前提条件等を確認する。

第23条 先進事業・類似事業の調査

各種検討の参考とするため、浄水場等、水道施設における官民連携手法導入の先進事業・類似事業を調査・整理し、事業スキーム、リスク分担及びVFMの検討の参考にする。

第24条 制度面の検討

従来方式及び官民連携方式で実施する際に検討することが必要な水道法等の関連法令や補助金、交付金等の財政支援制度等について整理するとともに、課題等について抽出すること。

第25条 事業スキームの検討

(1) 従来方式と官民連携方式の定量的、定性的な比較検討及び評価。

ただし、配水池完成後の運用・維持管理は本市にて行うことを想定している。

(2) 評価結果を受けての事業スキーム（事業期間、事業範囲、事業方式、事業形態等）の構築。

(3) 最適事業手法の具体的提案

事業方式の提案，事業リスク等の整理，維持管理・運営費用を含めた概算事業費の算出，次年度以降の事業実施に向けた業務フロー・課題等の整理。

(4) 事業スキーム毎のリスクの検討

整備事業を実施するにあたり、官民連携手法を導入することで金額面での検討だけでなく、市民生活に影響するようリスクや課題について抽出し、評価すること。

第26条 モニタリングの検討

本事業の履行状況を把握し、確認するため、業務要求水準及びモニタリングの頻度、実施方法（確認項目、確認手法）、評価基準・方法、体制、業務要求水準未達成の場合の対処方法等を検討し、本事業の適正かつ確実な実施を確保する枠組みを整理すること。

第27条 事業継続が困難な場合の措置の検討

民間事業者の債務不履行等や、法令変更及び不可抗力などの要因により、事業によるサービスが要求水準を一定期間以上、継続困難になることも想定し、その場合のリスクの対応、第三者による事業継続を行う等の代替手段をどのようにして確保するかなどについて検討すること。

第28条 リスク分担の検討

地震や濁水、物価上昇等の事業期間中に発生する可能性のあるリスクを発注者・事業者間で合理的に分担するため、前提条件、先進事業・類似事例の調査、制度面・支援措置等の整理、事業スキームの検討、対価の支払い方法の検討等、事業継続が困難な場合の措置の検討結果に基づき、想定可能な事業期間中のリスクの内容を抽出し、本市と民間事業者の負担範囲を可能な限り明確化すること。

第29条 民間事業者の意向調査

民間事業者等の本事業への関心等について把握するために、ヒアリングやアンケート調査等を実施し、調査結果は事業スキームの検討、リスク分担の検討、VFMの検討に反映させる。具体的な調査項目、調査先、実施時期等については受託者の提案事項とし、委託者と協議の上決定すること。

第30条 VFMの検討

従来方式及び官民連携方式で実施した場合の事業期間を通じて必要となる事業費を算出・比較することによりVFMを算定する。またその根拠を示すこと。

第31条 総合的評価

前項までの各種検討を踏まえ、従来方式及び官民連携方式から、どの方式が最適かについて資料全体の取りまとめを行い、最終的な評価を行う。